（事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の要件）

第二条　法第五条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて都道府県知事の確認を受けた者であることとする。

一　第七条第一項各号に規定する経営指導員の要件を満たす者

二　直近五年以内に小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

2　前項の都道府県知事の確認は、法第五条第一項の認定と併せて行うものとする。

（経営指導員の照会）

［新設］

第三条　都道府県知事は、前条第一項の確認のため必要な範囲内において、他の都道府県知事又は経済産業大臣に対し、当該確認に係る経営指導員に関する前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を照会することができる。この場合において、他の都道府県知事又は経済産業大臣は、当該照会に係る前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を当該都道府県知事に通知するものとする。

（事業継続力強化支援計画の変更に係る認定の申請）

［新設］

第四条　商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第六条第一項の規定により事業継続力強化支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、都道府県知事に、様式第二による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類

二　当該変更について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し

三　当該変更に伴い第一条第二項各号に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

（認定事業継続力強化支援計画の公表等）

［新設］

第五条　都道府県知事は、法第五条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村の名称並びに当該認定事業継続力強化支援計画の内容を公表するとともに、経済産業大臣に対し、その旨を電磁的方法（電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）、書面その他の方法により通知するものとする。

（経営発達支援計画に係る認定の申請）

第六条　商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第七条第一項の規定により経営発達支援計画に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第三による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　［略］

三　前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項各号に規定する要件に該当することを証する書面

（経営発達支援計画に係る認定の申請）

第一条　商工会又は商工会議所が商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により経営発達支援計画に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第一による申請書及びその写し二通を提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　［略］

［新設］